

**廃棄物埋設に関する原子力規制委員会の
確認等に係る運用ガイド**
(廃棄物確認)
(GL0007_r2)

**原子力規制庁
原子力規制部
検査監督総括課**

1 目的

本ガイドは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 51 条の 6 第 2 項の規定に基づく、廃棄物埋設事業者（法第 51 条の 6 第 1 項に規定する廃棄物埋設事業者）が廃棄物埋設を行う場合に、埋設しようとする核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物及びこれに関する保安のための措置についての原子力規制委員会による確認（以下「廃棄物確認」という。）に係る運用を定めたものである。

なお、廃棄物確認に当たっては、原子力規制検査等実施要領「4. 法定確認行為等と原子力規制検査の関係」に示すとおり、原子力規制検査の結果を活用の上実施することとする。

2 廃棄物確認

2.1 廃棄物確認の申請

(1) 廃棄物確認の申請時期

廃棄物確認の申請は、発電用原子炉設置者等により廃棄物の製作、測定等がされ、廃棄物埋設事業者において、技術基準の適合性の確認が行われた後、申請が行われることとなる。

(2) 申請書及び添付書類の記載内容

担当部署は、廃棄物確認の申請があった場合は、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和 63 年總理府令 1 号。以下「規則」という。）第 7 条第 1 項に規定の申請書^(注) 及び第 2 項に規定の添付書類に不備及び過不足がないことを確認する。

(注)：令和 3 年 10 月 21 日以降に事業の許可又は変更の許可を受けていない廃棄物埋設事業者は、同日より前の廃棄物確認申請の様式を用いる。

(3) 申請書に係る手数料納付

申請書の提出を受けた際に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号）第 65 条に規定する手数料に係る納入告知書の発行手続を行い、必要な手数料が納付されていることを確認する。

2.2 廃棄物確認の実施

確認に当たって、原子力検査官は、原子力規制検査により廃棄物埋設事業者の保安のために講ずべき措置等に係る活動を監視することで、対象となる廃棄物が法第 51 条の 6 第 2 項等の規定を満たしていることを確認する。

(1) 検査項目の抽出

担当部署は、確認対象となる事項を特定し、関連する廃棄物埋設事業者の活動に対する原子力規制検査の検査項目（以下「検査項目」という。）について、以下を参考に抽出する。

（BM0110 作業管理）

(2) 廃棄物確認の方法

抽出した検査項目について、担当部署は、申請以前の廃棄物埋設事業者の関連活動の実施状況についての原子力規制検査による確認結果（発電用原子炉設置者等による放射性廃棄物の製作、測定等に係る原子力規制検査の結果を含む。）を含め、原子力規制検査で確認すべき事項を必要に応じて特定し、当該検査項目の検査を担当する職員に伝達し、以後、相互に情報共有を図るものとする。

担当部署においては、一連の確認の実施により、当該検査項目で検査指摘事項がないこと又は検査指摘事項の内容が当該申請等に係る確認対象となる事項に影響を及ぼすものとなっていないことを確認することとし、必要に応じて廃棄物埋設事業者の活動状況、記録等を確認するものとする。

また、受理した申請書及び添付書類の記載事項について確認するものとする。

2.3 廃棄物確認の終了

(1) 廃棄物確認の終了の確認

原子力規制委員会は、廃棄物確認の終了に当たり、原子力規制検査の結果を取りまとめ、規則第8条の技術上の基準に適合していることを確認する。

(2) 第二種廃棄物埋設確認証の交付

原子力規制委員会は、規則第9条に基づき、添付-1に示す様式により第二種廃棄物埋設確認証を申請者に交付するものとする。

添付—1 第二種廃棄物埋設確認証の例

第二種廃棄物埋設確認証 (○○^(注))

番 号
年 月 日

事業者 宛て

原子力規制委員会

○年○月○日付け○○をもって確認の申請のあった放射性廃棄物等については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第51条の6第2項の規定に定める技術上の基準に適合していることを確認したので、第二種廃棄物埋設確認証 (○○^(注)) を交付します。

(注)：放射性廃棄物の区分に応じ、「廃棄体」又は「コンクリート等廃棄物」と記載する。

○改正履歴

| 改正 | 改正日 | 改正の概要 | 備考 |
|----|------------|---|-------------------------------|
| 0 | 2020/04/01 | 施行 | |
| 1 | 2021/04/21 | ○運用の明確化 ①確認対象及び手続を明確化（2. 廃棄物確認） ○記載の適正化 | |
| 2 | 2023/03/31 | ○運用の変更 ・廃棄物確認における分割交付の取りやめ（2 廃棄物確認、添付一1） ○運用の明確化 ・規則改正の経過措置を記載（2 廃棄物確認） ○記載の適正化 | 本改正内容は、 2023/04/01 から施行する。 |